

審 査 決 定 報 告 書

新市民会館整備等調査特別委員会

令和2年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第175号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、12月18日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第175号 不動産の取得について（新市民会館）

本案は、新市民会館の用に供する建物及び土地を取得するものであり、施設完成前に取得する法的根拠、取得する建物の登記及び所有権移転の時期、権利変換計画の内容及び都市再開発法上の規定、参加組合員及び組合員の構成、再開発組合への負担金の支払いスケジュール、取得に係る予算の財源等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「新市民会館の早期完成に向け、参加組合員としての義務を果たすとともに、慎重かつ迅速に事業を推進されたい」、「新市民会館整備の進捗状況に併せ、委員会への分かりやすい資料の提出とともに、丁寧な報告に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第175号

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和2年12月22日

水戸市議会議長 内 藤 丈 男 様

新市民会館整備等調査特別委員会
委員長 渡 辺 政 明